

フェニックス証券株式会社

登録番号： 近畿財務局長（金商）第 34 号

加入協会：日本証券業協会

一般社団法人 金融先物取引業協会

## ことり FX 取引説明書

（契約締結前交付書面 2）

お客様は店頭外国為替証拠金取引「ことり FX」（以下、「本取引」といいます。）をするに当たっては、「店頭外国為替証拠金取引に係るご注意」、「ことり FX 取引説明書」（本説明書）、「ことり FX 約款」、「勧誘方針」、「個人情報保護方針」、「反社会的勢力に対する基本方針」、「オンライン入金サービス利用規約」（以下、前掲の書面を併せて「契約締結前交付書面」といいます。）の内容を十分に読んでご理解された上で、ご自身の責任と判断でお取引を行っていただく必要があります。

本取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。本取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。

本取引を開始する場合、又は継続して行う場合には、「契約締結前交付書面」のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行って頂きますようお願い申し上げます。

### 目次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について | 2  |
| 店頭外国為替証拠金取引のリスクについて      | 3  |
| 店頭外国為替証拠金取引の手続き・仕組み等について | 7  |
| 禁止事項について                 | 16 |
| 専門用語集                    | 18 |
| 当社の概要及び苦情処理・紛争解決等について    | 21 |
| 店頭外国為替証拠金取引必要証拠金一覧表      | 22 |

この説明書は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 4 項に規定する「通貨関連店頭デリバティブ取引」である店頭外国為替証拠金取引について説明したものです。

## 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

1. 本取引は証拠金取引であり、取引に必要な資金と比較して実際の取引金額が著しく大きい(レバレッジ効果)ため、取引対象である通貨の価格の変動により、多額の利益となることもありますが、逆に多額の損失(預り金以上の損失)となる可能性もあります。
2. 相場が不利に動いた場合には損失が発生しますが、株式相場のような値幅制限がなく、市場環境によっては注文が約定しなかったり、お預りした資金以上の損失が発生する可能性があります。また、取引対象となる通貨の金利変動等の要因により、スワップポイントが受け取りから支払いに転じることで、スワップポイントによる損失が発生する可能性もあります。
3. 相場状況の急変により、スプレッド幅(2way プライスによる売りレートと買いレートの差)が広くなったり、意図した取引ができない可能性があります。特にマイナー通貨は取引時間に制限があり、取引時間内でも流動性が低ければスプレッド幅が大幅に広くなったり、レートが表示されなかったり、売買(ロスカットも含む)できない可能性があります。なお、取引が停止される可能性もあります。
4. 本取引の取引システムでは、説明書を熟読し十分ご理解して頂いていても、実際にお取引を行った場合との齟齬(そご)が発生する場合がありますので、必ず事前にデモ取引を行ってください。
5. 本取引における往復の取引手数料は無料です。但し、取引手数料とは別にスプレッド幅がおお客様の負担となります。
6. お客様が注文執行後当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。
7. 取引システム又は当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことで、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。
8. 本取引は全て相対取引であるため、当社の信用状況及び当社カバー先の信用状況によっては、お客様が損害を被る可能性があります。
9. 当社では、お客様からのご注文を受託した場合、当該注文に呼応するカバー取引を次の業者と行います。

パークレーズ銀行 東京支店 一般銀行業務(英国金融庁登録)

モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社

金融業務・証券業(金融庁登録)

株式会社三井住友銀行 一般銀行業務(金融庁登録)

ヒロセ通商株式会社 金融商品取引業(金融庁登録)

10. お客様からお預りした資産は、日証金信託銀行株式会社へ金銭信託され、当社の固有財産とは区分して管理しております。

## 店頭外国為替証拠金取引のリスクについて

本取引は、元本が保証されている取引ではなく、外国為替市場や金利の動向によっては、利益が得られることもありますが、損失を被ることもある取引です。また、想定元本と比較して少額の資金を預託して行う取引であるため、お客様は、大きな利益を得ることもありますが、逆に預託された資金の元本を上回る大きな損失を被ることもあります。

### 1. 価格変動リスク

本取引は、為替レートを指標として行う取引であり、為替レートの変動によりお客様が損失を被るリスクがあります。従って、当社に預託された資金及び本取引による利益が保証されるものではなく、預託された資金の元本割れもしくは元本を上回る損失発生可能性があります。

### 2. レバレッジ効果によるリスク

本取引は、レバレッジ（てこの原理）を利用した取引であり、対価で行う為替取引に必要な資金と比較して、少額の資金での取引が可能のため、少しいの為替レートの変動であっても、お客様の未決済ポジションの評価損益は大きく変動します。従って、預託された資金の元本割れもしくは元本を上回る損失発生可能性があります。

当社では、お客様の便宜のため、「最大レバレッジ」と「実効レバレッジ」とを使い分けております。「最大レバレッジ」とは、必要証拠金が対価で行う為替取引に必要な資金の何倍の取引となっているかを示すもので、「実効レバレッジ」とは、口座全体のレバレッジのことで、有効証拠金が対価で行う為替取引に必要な資金の何倍の取引となっているかを示すものです。

なお、個人のお客様につきましては、「最大レバレッジ」および「実効レバレッジ」の上限はともに法令の定めにより、25倍となっております。

### 「最大レバレッジ」と「実効レバレッジ」について

#### (1) 最大レバレッジ

想定元本から比較して、本取引を行うために最低限必要である必要証拠金で算出した、最大の倍率をいいます。個人のお客様の本取引における「最大レバレッジ」の算出方法は、以下の通りです。

$$\begin{aligned} \text{想定元本} &= \text{為替レート} \times \text{取引数量} \\ \text{必要証拠金} &= \text{想定元本} \times 4\% \\ \text{最大レバレッジ} &= \text{想定元本} \div \text{必要証拠金} \end{aligned}$$

(例) USD/JPY のレートが 80.951 円で、1 万通貨 (10 Lot 相当) の取引をする場合

$$\text{想定元本} : 80.951 \text{ 円} \times 1,000 \text{ ドル (1Lot)} \times 10 \text{ Lot} = 809,510 \text{ 円}$$

$$\text{必要証拠金 (1Lot あたり)} : 80,951 \text{ 円} \times 4\% = 3,238.04 \text{ 円}$$

(100 円未満切上げ); 3,300 円

$$\text{必要証拠金 (10Lot 相当)} : 3,300 \text{ 円} \times 10 \text{ Lot} = 33,000 \text{ 円}$$

$$\text{最大レバレッジ} : 809,510 \text{ 円} \div 33,000 \text{ 円} = 24.53... \text{ 倍}$$

必要証拠金のみで預託であった場合、発注可能額の範囲での発注は可能なため、注文は受け付けられますが、スプレッド（売りレートと買いレートの差）等により、新規注文約定直後に、ロスカットとなる可能性がありますのでご注意ください。  
個人のお客様の「最大レバレッジ」は、法令の定めにより25倍としています。  
必要証拠金の詳細は、本取引説明書23ページ以降の別表をご確認ください。

## （2）実効レバレッジ

お客様の本口座の有効証拠金からみて、全ての未決済ポジションに対してかかる本口座の実効の倍率をいいます。お客様の本口座における実効レバレッジの算出方法は、以下の通りです。

$$\begin{aligned} \text{全未決済ポジションの想定元本} &= \text{為替レート} \times \text{全未決済ポジション数量} \\ \text{有効証拠金} &= \text{預託証拠金} + \text{全未決済ポジションの評価損益} \\ \text{実効レバレッジ} &= \text{全未決済ポジションの想定元本} \div \text{有効証拠金} \end{aligned}$$

「実効レバレッジ」は有効証拠金が少なく、取引数量が多くなるほど高くなり、有効証拠金が多く、取引数量が少なくなるほど低くなります。このため、預け入れる預託証拠金や取引数量の増減等により、お客様ご自身で「実効レバレッジ」の調整を行うことができます。

個人のお客様の「実効レバレッジ」の上限は、法令の定めにより25倍としています。

## 3．金利変動リスク

本取引は、決済期限を設けていないため、当日の取引終了時（ニューヨーク市場クローズ時）における未決済ポジションに対してスワップポイントが発生し有効証拠金へ加減算されます。お客様は、金利水準の異なる2国間の通貨を売買することにより、金利が低いほうの通貨の買いポジションを持った場合、または金利が高いほうの通貨の売りポジションを持った場合、スワップポイントを支払う必要があります。スワップポイントは、各通貨の短期金利の年率を日割り計算したものをベースとして、当社が諸経費を加算して算出したものとなります。金利水準は、各国の経済事情や政治情勢等様々な要因を反映して変動しますので、スワップポイントが受け取りから支払いに転じる場合や、売り買いどちらの未決済ポジションに対しても支払いとなる場合があります。

## 4．ロスカットのリスク

本取引では、預託された資金の元本を上回る損失発生を防ぐため、当社の定める一定時間または当社の定める時点において、為替レートに基づきお客様の未決済ポジションを時価評価します。時価評価を行った時点で有効証拠金が必要証拠金を下回った場合、当社は、お客様の全ての未決済ポジションを成行注文で反対売買することができますが、その際、為替レートの急激な変動等により、預託された資金の元本を上回る損失発生可能性があります。

また、有効証拠金の全額を必要証拠金として使われた場合、注文が約定した時点で、スプレッド（売レートと買レートの差）により有効証拠金が必要証拠金を下回り、直後にロスカットとなる可能性があります。

#### 5．流動性リスク

外国為替市場は、きわめて取引高が多いものの、各国の祝祭日、戦争・動乱や天災地変、経済動向を大きく左右する事態、また、各国の規制や処置等による取引の制限、取引の停止、さらに、金融機関の破綻等によって、流動性が低下したり、損なわれる場合もあります。このような流動性の低下等の理由により、売りレートと買いレートの価格差が拡大したり、注文が約定しない等、ロスカットを含む意図した取引ができない可能性があり、場合によっては預託された資金の元本を上回る損失発生の可能性があります。

#### 6．損失を限定させるための注文のリスク

損失を限定させることを意図した特定の注文方法は、通常の市場環境では、お客様の損失を限定する効果があるものと考えられますが、為替レートが一方向にかつ急激に変動した場合等には有効に機能せず、お客様が指定されたレートよりも不利なほうにスリッページして約定する可能性があり、預託された資金の元本を上回る損失発生の可能性があります。

#### 7．電子取引システムの利用のリスク

電子取引システムでは、注文の受付に人手を介さないため、お客様が売買を行う場合、誤発注等により意図しない注文が約定したり、意図した注文が約定しない可能性があります。また、電子取引システムには、当社またはお客様ご自身の通信・システム機器の故障、通信回線等の障害・混雑、情報配信の障害、あるいは電子取引システムそのものの障害等様々な原因で一時的または一定期間にわたって利用できない状況が起こる可能性、また何らかの原因で電子取引システムが利用できない場合は一切の注文等の取引行為が行えない可能性があります。電子取引システム上で表示される為替レート等の情報は、必ずしも市場レートを正確に表示しているとは限りません。為替レートが急激に変動した場合、為替レート等の情報は遅れ気味となり、電子取引システム上の為替レート等の情報と市場レートとが乖離する可能性があります。電子取引システムを利用する際に用いられるユーザーID、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴等により漏れた場合、その情報を第三者が悪用することによりお客様に損失が発生する可能性があります。

#### 8．信用リスク

本取引は、当社とお客様との相対取引であり、取引の相手方である当社の信用状況により損失を被る可能性があります。

#### 9．カバー先の信用リスク

当社は、お客様から注文を受付けた場合、直ちに当該注文に呼応するカバー取引を行いますので、お客様には、カバー先の信用状況により損失を被る可能性があります。

#### 10．両建のリスク

本取引では、売りポジション（買いポジション）を保有している状態で、同じ通貨ペアの買いポジション（売りポジション）を保有すること（以下、「両建」といいます。）ができます。両建によるデメリットとして、各ポジションに発生するスワップポイントの差によるコスト、スプレッド（売りレートと買いレートの差）によるコスト等があります。当社では、お客様が負担されるコストをリスクであると考え、両建を推奨いたしておりません。ただし、システム上の仕様につきましては、お客様ご自身の判断において両建を選択することもできるものとしております。

#### 11．週末のリスク

外国為替市場が一般に取引を行っていない週末に様々な状況が生じ、金曜日の終値から大きく乖離したレートで月曜日の取引が開始する場合があります。このような場合、ストップロス注文やロスカットが予定損失額を上回る可能性、また預託された資金の元本を上回る損失発生可能性があります。

#### 12．営業時間外の取引リスク

当社の営業時間は、日本の祝日を除く、日本時間の月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 6 時までとなっております。当社の営業時間外における取引においては、障害発生時も含め、十分なサポートが提供されない可能性があります。

以上は、本取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明するものであり、本取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。本取引を開始される場合、取引の仕組み及びリスクについて十分にご理解いただくようお願い申し上げます。

## 店頭外国為替証拠金取引の手続き・仕組み等について

### 1. 取引により生じる損益

本取引は、インターネット環境で行う店頭外国為替証拠金取引で、その決済は、約定代金(想定元本)の受渡を伴わず、買った通貨を転売、もしくは売った通貨を買戻すことで、売買の差額のみを決済する差金決済によって行われます。

本取引により生じる以下の損益は、お客様ごとに設けられた預託証拠金勘定において処理されません。

#### (1) 売買差損益金

投資対象となる通貨を安く買って高く転売したり、高く売って安く買戻すという売買により発生する利益、または、高く買って安く転売したり、安く売って高く買戻すという売買により発生する損失のことをいいます。

#### (2) スワップポイント

未決済ポジション1取引単位あたりについて、当該通貨間の金利差に基づき発生する損益をいいます。通常は、高金利通貨を買って低金利通貨を売ることによって受け取れる金利差相当額の利益、または、低金利通貨を買って高金利通貨を売ることによって支払う金利差相当額の損失のことをいいます。

なお、投資対象となる通貨の金利変動等の要因により、スワップポイントは受け取りから支払いに転じる場合や、売り買いどちらの未決済ポジションに対しても支払いとなる場合もあります。

### 2. 口座開設基準

本取引は、リスクが高く、大きな損失を被る可能性があります。当社における本取引口座を開設していただく基準は、以下のとおりです。

- (1) インターネットがご利用できる環境をお持ちであること。
- (2) 当社から電話ならびに電子メール等で常時連絡が取れること。
- (3) 本取引の「契約締結前交付書面」の全てについて内容をご理解、ご承諾いただくこと。
- (4) ご自身のメールアドレスをお持ちであること。
- (5) システム及び回線の混雑や障害によって注文が遅延・不能になった場合、当社は一切の責任を負わないことにご同意いただけること。
- (6) 本取引にかかる「契約締結前交付書面」の電磁的方法による交付にご同意いただけること。

### 3. 口座開設までの流れ

- (1) 「契約締結前交付書面」をお読みください。
- (2) 新規口座開設申込に必要な情報を入力していただきます。
- (3) 当社まで本人確認書類を郵送、FAXまたは添付メールにてお送りいただきます。
- (4) 当社における口座開設の諾否を審査の上、本取引口座専用のユーザーID、パスワードを郵送にてお知らせいたします。
- (5) 当社がおお客様の取引口座に入金を確認できた時点で、取引が可能となります。

本人確認書類とは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に定められた以下の書類等

をいれます。

運転免許証  
各種健康保険証  
住民票の写し  
印鑑登録証明書  
外国人登録証明書  
パスポート

住所・氏名・生年月日が確認でき、発行から 6 ヶ月以内の原本で、それ以外は有効期限内のコピーであることをご確認ください。

また、本人確認書類に本籍地の情報が記載されている場合、当該箇所を塗りつぶしてご提出ください。ただし、運転免許証の住所が本籍地と同一となっている場合を除きます。

#### 4. 取引チャネル

お客様の注文は PC または携帯電話等のインターネット端末を介してのみ受け付けいたします。電子メールや FAX、電話での口頭による注文は原則として受け付けておりません。

#### 5. 取引環境

取引プラットフォームは、インストール版 (Java1.6 以上) となります。  
本取引をご利用いただくための推奨環境は以下の通りです。

【OS : Windows XP】  
【ブラウザ : Internet Explorer 7.0 以上】  
【CPU : 1GHz 以上】  
【メモリ : 1GB 以上】

#### 6. 取引時間

##### (1) 米国標準時間採用時

日本時間 月曜日午前 7 時 00 分から土曜日午前 6 時 00 分

##### (2) 米国サマータイム採用時

日本時間 月曜日午前 6 時 00 分から土曜日午前 5 時 00 分

ただし、日締め処理のため、日本時間午前 7 時 00 分 (米国サマータイム採用時は午前 6 時 00 分) 前後に通信が切断されますので、再ログインを行ってください。(日締め処理は通常 5 分程度かかりますが、30 分程度メンテナンスを行う場合があります。)

#### 7. 取引日及び決済日

##### (1) 取引日

土・日曜日及び特定日 (全市場の休業日) を除いた全ての日に取引が可能です。

##### (2) 決済日

外国為替市場の慣行により、取引を行った日 (約定日) の翌営業日または翌々営業日となります。

ただし、営業日とは単に日本の営業日のことではなく、日本、米国及び対象通貨国におけ

る中央銀行等（ユーロの場合は決済機関）の休日に鑑みて決定されます。

#### 8．ロールオーバー

ロールオーバーとは、自動的にお客様の未決済ポジションの決済日を翌営業日以降に繰り延べることをいいます。

#### 9．スワップポイント

スワップポイントとは、通貨ペアにかかる通貨間の金利差調整額のことで、ロールオーバーを行うことによって発生します。本取引では、スワップポイントはポジションが決済されるまで有効証拠金に加減算され、ポジション決済後、預託証拠金に加減算されます。通常、高金利の通貨を買い、低金利の通貨を売れば、金利差の調整分を受け取ることになり、逆に低金利の通貨を買い、高金利の通貨を売れば、金利差の調整分を支払うこととなります。

なお、投資対象となる通貨の金利変動等の要因により、スワップポイントは受け取りから支払いに転じる場合や、売り買いどちらの未決済ポジションに対しても支払いとなる場合もあります。

#### 10．通貨ペアの種類

当社で取扱う通貨ペアは、本取引説明書 23 ページ以降の別表をご確認ください。それぞれの通貨ペアの売り付け、買い付けができます。なお、証拠金等は日本円のみでの預託となり、全ての通貨ペアにおいて、評価損益は円換算いたします。

#### 11．1Lot あたりの通貨数量

Lot（ロット）とは、本取引を行う際に用いる数量の単位をいいます。

1Lot あたりの通貨数量は通貨ペア毎に異なります。本取引説明書 23 ページ以降の別表をご確認ください。

#### 12．1 回あたりの最大注文可能数量

1 回あたりの最大注文可能数量は、通貨ペア毎に異なります。本取引説明書 23 ページ以降の別表をご確認ください。なお、外国為替市場の状況等により、予告なく変更する場合があります。

#### 13．通貨ペア別の保有上限数量

通貨ペア別の保有上限数量は、通貨ペア毎に異なります。本取引説明書 23 ページ以降の別表をご確認ください。

#### 14．1 口座あたりのポジション上限数量

1 口座あたりのポジション上限数量は、通貨ペア、1 回の取引数量にかかわらず、1,300 ポジションとなります。

#### 15．取引レート

取引レートは 1 通貨単位のレートを取引画面上に提示いたします。また、原則として買いレート（以下、「ASK レート」といいます。）と売りレート（以下、「BID レート」といいます。）の

両方のレートを同時に提示し、お客様はASK レートで買い付け、BID レートで売り付けることができ、ASK レートとBID レートの差をスプレッドといひます。

通常、ASK レートはBID レートより高くなっています。

なお、本取引のシステム上の呼び値の単位は、23 ページ以降の別表に記載の呼び値の最小変動単位を 1pip として表示しております。

大口の成行、逆指値注文は、取引画面上に提示されているレートより広いスプレッド(不利なレート)で約定する場合があります。

## 16 . 注文の種類

### (1) 成行

レートを指定しない注文方法。当社が注文を受け付けた時点における市場レートでの注文の執行となるため、相場環境等により、お客様が発注された時点のレートよりも有利なレートまたは不利なレートで約定すること(スリッページ)があります。また、流動性が低くなっている場合、発注された数量により約定しないこともあります。

### (2) 指値(リミット)

レートを指定する注文方法。指値は指定のレートに達した時点で、指定したレートで約定します。(指値注文は有利なほうにも不利なほうにもスリッページしません。)

指値注文は現在のレートから一定の範囲のレートは指定できません。詳しくは23 ページ以降の別表をご確認ください。

### (3) ストリーミング

現在レートの指値の注文方法。

許容スリッを指定することが可能で、その指定範囲内であれば注文は約定しますが、許容スリッの指定範囲を超える不利なレートの変動があった場合注文は約定しません。なお、許容スリッの指定数量は呼び値の最小変動単位を 1 として判定いたします。

### (4) 逆指値(ストップ)

指定したレート以上になれば成行で買う、または指定したレート以下になれば成行で売るといった注文方法。利益や損失の水準を決める場合に便利です。逆指値は指定レートに達した後、成行となり、市場レートで約定します。(逆指値注文は有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。)

逆指値注文は現在のレートから一定の範囲のレートは指定できません。詳しくは23 ページ以降の別表をご確認ください。

### (5) トレール

トレールストップ(トレールは、「ついていく」の意。ストップは、「逆指値」の意。)ともいい、レートの変動についていきながら逆指値を自動的に変更していく注文方法。トレール発注後、高値から、設定した数値分下がった時点の売り逆指値、またはトレール発注後の安値から、設定した数値分上がった時点の買い逆指値です。

例えば、USD/JPY を 100.000 円の時に買い、トレール幅を 1.000 円に設定した場合、レートが 105.000 円まで上がれば、逆指値が自動的に 104.000 円に変更されます。逆に、100.000 円から 1pip も上がることなく下がった場合、逆指値は 99.000 円となります。(逆指値注文は有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。)

#### (6) 時間指定注文

成行、指値、逆指値に対応しています。時間指定成行注文は時間を指定して、指定した時間に成行注文が執行される注文方法。時間指定指値注文・時間指定逆指値注文は時間とレートを指定し、指定した時間までに指定したレートに達しなければ、指定した時間を過ぎた時点で成行注文が執行される注文方法。(成行注文は流動性により約定しない場合があります。)

#### (7) IF - DONE (イフダン)

新規の指値(逆指値)注文と同時に、決済の指値(逆指値)注文を指定することができる注文方法。新規注文が約定した時点で、決済注文が有効となります。なお、決済注文のレートは新規注文の指定レートから一定の範囲のレートを指定することはできません。詳しくは23ページ以降の別表をご確認ください。

#### (8) OCO (オーシーオー)

新規の場合、「買指値+売指値」「買逆指値+売逆指値」「買指値+買逆指値」「売指値+売逆指値」、決済の場合、「買指値+買逆指値」「売指値+売逆指値」の組合せの注文を同時に出し、一方の注文が約定した時点で、もう一方の注文が自動的に取り消される注文方法。

#### (9) IF - OCO (イフ - オーシーオー)

「IF - DONE」と「OCO」を組み合わせた注文方法。IF - DONEで新規注文が約定した時点で、決済のOCOが有効となります。なお、決済OCO注文のレートは新規注文の指定レートから一定の範囲のレートを指定することはできません。詳しくは23ページ以降の別表をご確認ください。

### 17. 注文期限

注文の期限は、無期限、当日中、1ヵ月以内の指定した期日までのいずれかを設定することができ、お客様が取消または変更されない限り、設定した期限が有効となります。

### 18. 注文の取消・変更

お客様の注文が未約定の場合、取消・変更を行うことができます。なお、変更を行う場合、変更しようとする注文の取消を行った後、新たに注文をしてください。ただし、指定したレートまたは数量の変更の場合、注文を取消さずに変更することが可能です。

### 19. 両建

両建とは、売りポジション(買いポジション)を保有している状態で、同じ通貨ペアの買いポジション(売りポジション)を保有することをいいます。両建のデメリットとして、各ポジションに発生するスワップポイントの差によるコスト、スプレッド(BIDレートとASKレートの差)によるコスト等があります。当社では、お客様が負担されるコストをリスクであると考え、両建を推奨いたしておりません。ただし、本取引では、お客様ご自身の判断において設定を変更することで、両建を選択することもできる仕様としております。したがって、両建なしの設定または初期設定のまま未決済ポジションの反対売買をされた場合、新規注文のつもりであっても、未決済ポジションの決済が優先されます。また、ワンクリック注文は、両建ありに設定を変更している場合であっても、両建にはならず、反対売買による決済となります。

## 20．取引手数料

取引手数料は無料です。なお、取引手数料は、予告なく変更する場合があります。

## 21．その他の手数料

報告書類等の郵送による送付等を別途ご希望の場合、発行の都度 1,050 円(消費税込)の事務手数料を取引口座より徴収いたします。

取引条件等により免除となる場合があります。

## 22．完全前受制度

当社がおお客様の取引口座に入金を確認できた時点で、取引が可能となります。

## 23．証拠金・損益

本取引において、各証拠金及び損益については、以下のように定義します。

- (1)「預託証拠金」とは、おお客様の出入金額に決済損益を加減算したものをいいます。
- (2)「有効証拠金」とは、預託証拠金に評価損益を加減算したものをいいます。
- (3)「必要証拠金」とは、ポジションを維持するために必要な金額をいいます。
- (4)「発注証拠金」とは、未約定注文で約定後に必要証拠金に相当するものをいいます。
- (5)「ポジション損益」とは、未決済ポジションの時価評価額をいいます。
- (6)「評価損益」とは、ポジション損益に未決済スワップポイントを加減算したものをいいます。

## 24．証拠金等の入金

当社への入金は当社の指定口座への振込みによるものといたします。(当社への振込み手数料は、お客様負担といたします。)

なお、オンライン入金サービス以外の方法でのご入金の場合、お名前とユーザーID を必ずご記入ください。お名前、ユーザーID の記載が無い場合、口座に反映いたしません。それによりお客様がロスカット等の不利益を被った場合でも、当社は一切の責任を負いかねます。

また、オンライン入金サービスをご利用の場合、当社が別途提示する「オンライン入金サービス利用規約」の規定に準じ、口座内で処理されます。

## 25．証拠金等の出金

すべての取引に関する当社とおお客様との金銭の受払いについては、すべて預託証拠金勘定において処理します。

お客様の取引口座の有効証拠金が必要証拠金を超えている場合、お客様は預託証拠金の範囲内の当該超過分(出金可能額)の全部または一部の返還を受けることができます。当社は、お客様から請求があった日から起算して原則 4 営業日以内に、登録されている金融機関へお振込みいたします。ただし、通信等の諸事情により遅延する場合があります。

なお、出金可能額の計算につきましては、取引口座内の評価益は加算されません。(評価損のみが減算されます。)

なお、証拠金等の出金に関しては、以下の定めに従いお取扱いいたします。

- (1) 最低出金額：オンラインによるご出金のご依頼については、1回あたり5,000円以上とします。5,000円未満のご出金をご希望の場合は、当社宛にご連絡ください。
- (2) 1日あたりの出金依頼回数：1回（複数回頂いた場合には、一旦キャンセルの上、一度にまとめて出し直してください。）

## 26．有効証拠金

有効証拠金とは、預託証拠金に未決済ポジションにより生じる評価損益を加減算したもので、ポジションを保有していない場合、預託証拠金と有効証拠金は同じ金額となります。

## 27．必要証拠金

本取引における必要証拠金は、金曜日から翌木曜日までの終値のうち最も高いレートの想定元本に4%を乗じた金額を翌々月曜日から金曜日の必要証拠金とします。但し、100円未満の金額は切上げるものとします。詳細は本取引説明書23ページ以降の別表をご確認ください。

## 28．ポジション損益

ポジション損益とは、未決済ポジションの時価評価額のことをいいます。買いポジションの場合、BID レート、売りポジションの場合、ASK レートを用いて計算します。

## 29．新規注文余力

新規注文余力は有効証拠金から必要証拠金及び出金依頼額を差し引いた金額で、発注可能額で表示されています。新規注文余力の限度額までポジションを保有された場合や出金をされた場合は、有効証拠金が必要証拠金を下回り、スプレッド（BID レートとASK レートの差）により、ロスカットとなる可能性があります。

## 30．外貨による証拠金等の取扱い

本取引は外貨による証拠金等の預託を受付けいたしません。日本円のみのお受けとなります。

## 31．ロスカット

ロスカットとは、有効証拠金が必要証拠金を下回った場合、損失の拡大を防ぐために、当社所定の方法により、お客様の計算において強制的にお客様のポジションの全部を反対売買により決済することができるルールをいいます。有効証拠金が必要証拠金を下回っているかどうかの計算は、数秒（5～10秒程度）ごとに行います。

なお、ロスカットによってお客様の口座に不足金が発生した場合、お客様は不足金発生日の2営業日後の15時までにご入金額を当社指定口座に差入れていただく必要があります。

有効証拠金の全額を必要証拠金として使われた場合、システムの設計上、ロスカットのアナウンスは表示されず、注文が約定し、直後にロスカットとなります。

なお、マージンコール（評価損の拡大により、お客様の必要証拠金が不足したものと判定された場合に、追加資金の請求を行うルール）はありません。有効証拠金が必要証拠金を下回ったものと判定された場合、お客様からのご入金予定の有無に関わらず、即座にロスカットが執行されま

すので、ご注意ください。

### 3.2. バッドティック（異常値）での約定の取扱い

バッドティックとは、何らかの原因により実際の市場レートから乖離したレートが提示されることをいいます。本取引では、市場レートと乖離したレート（バッドティックレート）で約定した売買は全て無効とし、利益が発生した場合、利益の返還をしていただき、損失が発生した場合、損失を返還させていただきます。

なお、バッドティックの判断は当社において決定いたします。

### 3.3. 不足金

ポジションの決済による決済損失が有効証拠金を上回り、不足金が発生した場合、お客様は2営業日後の15時までにご入金していただく必要があります。お客様から履行期までに当該不足金のご入金がない場合、当社は、履行期の翌日より履行の日まで、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受ける場合があります。

### 3.4. 決済期限

決済の期限は、原則として無期限となっており、お客様がポジションを決済しない限り、日々ロールオーバーされ、自動的に決済日が翌営業日以降に繰り延べられます。

### 3.5. お客様へのご連絡

当社が必要とする場合、お客様が当社にご登録のメールアドレスまたは電話番号宛にご連絡いたします。

### 3.6. 取引約定等の報告

お客様の店頭外国為替証拠金取引に係る注文が約定したときは、当社は約定した取引の内容等を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。

この報告書をはじめ、当社から発すべき通知及び交付書面等は、原則として法令で定める電磁的方法により、通知内容又は記載事項を提供いたしますので、内容をよくご確認ください。交付から15日以内に、当社指定の問い合わせ先へご連絡がなかった場合、その内容について疑義がないものといいたします。

なお、証拠金受領通知書面は取引報告書で兼ねさせていただきます。

### 3.7. 口座の解約

お客様からのご希望による本取引口座の解約は、受け付けいたしますが、口座開設時に提出いただいた書類等の返却はできません。また、当社の規程等の定めにより、口座を解約させていただく場合もあります。

### 3.8. 益金に係る税金

個人のお客様が2011年12月31日までに行った本取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント）は、「雑所得」として総合課税の対象となります。「雑所得」が年間（1月1日

から12月31日まで)で20万円を上回った場合には、確定申告をする必要があります。(また、2012年1月1日の取引以降は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税15%、地方税5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件のもと、翌年以降3年間繰り越すことができます。)

当社は、法令に基づきお客様に本取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。詳しくは、所轄の税務署または税理士等の専門家にお問い合わせください。

### 39．資産の保全

当社がお客様からお預りしている預託証拠金の額に未決済ポジションの損益及び未決済ポジションのスワップを加減算した金額を毎営業日(米国時間で17時時点、日本時間では翌日午前7時、米国東部時間が夏時間の場合翌日午前6時)要保全額として計算し、2営業日後に信託保全の対象とします。

### 40．本取引のリスク

本取引は高いリスクを伴う取引です。「契約締結前交付書面」をお読みになり、リスクをご理解の上、自己責任において取引を行ってください。

### 41．取引説明書

本取引説明書は、予告なく変更する場合があります。

平成23年11月17日現在

## 禁止事項について

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

1. 店頭外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
2. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
3. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
4. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受けようとする意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
5. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
6. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
7. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定められた額の利益が生じないこととなった場合には、自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
8. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若し

くは約束させる行為

- 9 . 店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- 10 . 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- 11 . 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- 12 . 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- 13 . 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- 14 . 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- 15 . 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- 16 . 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- 17 . あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- 18 . 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- 19 . 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に、電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定さ

れ、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）

- 20．店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- 21．通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。22.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（想定元本の4%。以下同じ。）に不足する場合に、取引約定後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- 22．通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

## 専門用語集

- ・ASK（アスク）  
金融商品取引業者がレートを示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はそのレートで買い付けることができます。
- ・売りポジション（うりポジション）  
売付取引のうち、決済していないものをいいます。
- ・買いポジション（かいポジション）  
買付取引のうち、決済していないものをいいます。
- ・買戻し（かいもどし）  
売りポジションを決済する（売りポジションを減じる）ために行う買付取引をいいます。
- ・カバー取引（カバーとりひき）  
金融商品取引業者がお客様を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の為替レートの変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ店頭デリバティブ取引または他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引若しくは外国為替証拠金取引をいいます。
- ・金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）  
店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登

録を受けた者をいいます。

- ・裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）  
訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADR ともいいます。
- ・差金決済（さきんけっさい）  
先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。
- ・指値注文（さしねちゅうもん）  
レートを指定する注文方法をいいます。指値は指定のレートに達した時点で、指定したレートで約定します。（指値注文は有利なほうにも不利なほうにもスリッページしません。）
- ・ストップロス  
為替レートが、未決済ポジションに対して不利なほうへ変動した場合、損失を一定レベルに抑える注文のことをいいます。また、「損切り」ともいって、決済の逆指値注文と同じです。
- ・スリッページ  
指定したレートと実際に約定したレートの差のことをいいます。
- ・スワップポイント  
店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日にかかる決済日から翌営業日にかかる決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより、自動的に決済日が翌営業日に繰り延べられた場合、通貨ペア間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。
- ・デリバティブ取引（デリバティブとりひき）  
その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。
- ・店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいきくかわせしょうこきんとりひき）  
通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいって、店頭デリバティブ取引の一つです。
- ・店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）  
店頭外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。

- ・店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）  
金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。
- ・転売（てんばい）  
買いポジションを決済する（買いポジションを減じる）ために行う売付取引をいいます。
- ・取引証拠金（とりひきしょうきん）  
お客様の入出金額に決済損益を加減算したものをいいます。本取引の取引画面上では預託証拠金と表示されます。
- ・成行注文（なりゆきちゅうもん）  
レートを指定しない注文方法をいいます。流動性が低くなっている場合、数量により約定しないこともあります。
- ・発注証拠金（はっちゅうしょうきん）  
未約定注文の必要証拠金に相当する金額をいいます。
- ・B I D（ビッド）  
金融商品取引業者がレートを示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はそのレートで売り付けることができます。
- ・必要証拠金（ひつようしょうきん）  
ポジションを維持するために必要な金額をいいます。
- ・評価損益（ひょうかそんえき）  
ポジション損益に未決済スワップポイントを加減算したものをいいます。
- ・ヘッジ取引（ヘッジとりひき）  
現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。
- ・ポジション損益（ポジションそんえき）  
未決済ポジションの時価評価額をいいます。
- ・有効証拠金（ゆうこうしょうきん）  
取引証拠金に評価損益を加減算したものをいいます。

- ・両建（りょうだて）

同じ通貨ペアの売りポジションと買いポジションを持つことをいいます。

- ・ロスカット

お客様の評価損益が所定の水準を下回った場合、リスク管理のため、お客様のポジションを反対売買することにより、強制的に決済することをいいます。

- ・ロールオーバー

自動的にお客様の未決済ポジションの決済日を翌営業日以降に繰り延べることをいいます。

## 当社の概要及び苦情処理・紛争解決等について

### 1. 当社の概要

【商号等】フェニックス証券株式会社

【主な事業】金融商品取引法に基づく金融商品取引業

【登録番号】近畿財務局長（金商）第34号

【本店所在地】〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜一丁目5番5号

【東京支店】〒101-0047 東京都千代田区内神田二丁目8番2号

【代表者】代表取締役 丹羽 広

【設立年月日】1998年11月（2006年1月外国為替取引業務開始）

【資本金】10億円

【加入協会】日本証券業協会

一般社団法人 金融先物取引業協会

### 2. お取引についてのお問い合わせ・苦情受付窓口

東京支店

TEL：03-5289-4260（受付時間・当社営業日 9:00-18:00）

FAX：03-5289-4261

E-Mail：support@phxs.jp

URL：http://www.phxs.jp

### 3. 苦情処理・紛争解決

当社の特定第一種金融取引業務に関して、当社及びお客様が利用可能な指定紛争解決機関は、下記のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせんセンター(FINMAC)

TEL：0120-64-5005（フリーダイヤル）

URL：https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html

東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館

大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

また、当社の第二種金融商品取引業務に係る苦情処理措置及び紛争解決措置については、同業に係る認定投資者保護団体である特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせんセンターが実施する苦情処理手続き及び紛争解決手続きを利用するものとします。

20120514-2a

## 別表

## 店頭外国為替証拠金取引\_必要証拠金一覧表(個人用)

| 通貨ペア           | 1Lotあたりの<br>通貨数量 | 1回あたりの<br>最大注文可能<br>数量 | 通貨ペア別の<br>保有上限数量 | 1Lotあたりの<br>必要証拠金 | 呼び値の最小<br>変動単位 | 指値・逆指値<br>指定不可の<br>範囲 4 |
|----------------|------------------|------------------------|------------------|-------------------|----------------|-------------------------|
| <b>【A】 【C】</b> |                  |                        |                  |                   |                |                         |
| AUD/CHF        | 1,000 通貨         | 3,000Lot               | 15,000Lot        | 2                 | 0.00001        | 0.00050                 |
| AUD/JPY        | 1,000 通貨         | 3,000Lot               | 15,000Lot        | 2                 | 0.001          | 0.050                   |
| AUD/USD        | 1,000 通貨         | 3,000Lot               | 15,000Lot        | 2                 | 0.00001        | 0.00050                 |
| CAD/JPY        | 1,000 通貨         | 3,000Lot               | 15,000Lot        | 2                 | 0.001          | 0.050                   |
| CHF/JPY        | 1,000 通貨         | 3,000Lot               | 15,000Lot        | 2                 | 0.001          | 0.050                   |
| <b>【E】</b>     |                  |                        |                  |                   |                |                         |
| EUR/CHF        | 1,000 通貨         | 2,000Lot               | 20,000Lot        | 2                 | 0.00001        | 0.00050                 |
| EUR/GBP        | 1,000 通貨         | 3,000Lot               | 30,000Lot        | 2                 | 0.00001        | 0.00050                 |
| EUR/JPY        | 1,000 通貨         | 3,000Lot               | 30,000Lot        | 2                 | 0.001          | 0.050                   |
| EUR/USD        | 1,000 通貨         | 3,000Lot               | 30,000Lot        | 2                 | 0.00001        | 0.00050                 |
| <b>【G】 【H】</b> |                  |                        |                  |                   |                |                         |
| GBP/CHF        | 1,000 通貨         | 1,500Lot               | 15,000Lot        | 2                 | 0.00001        | 0.00050                 |
| GBP/JPY        | 1,000 通貨         | 2,000Lot               | 30,000Lot        | 2                 | 0.001          | 0.050                   |
| GBP/USD        | 1,000 通貨         | 2,000Lot               | 30,000Lot        | 2                 | 0.00001        | 0.00050                 |
| HKD/JPY        | 10,000 通貨        | 1,500Lot               | 15,000Lot        | 3                 | 0.001          | 0.005                   |
| <b>【N】 【S】</b> |                  |                        |                  |                   |                |                         |
| NOK/JPY        | 10,000 通貨        | 1,500Lot               | 15,000Lot        | 3                 | 0.001          | 0.005                   |
| NZD/CHF        | 1,000 通貨         | 2,000Lot               | 15,000Lot        | 2                 | 0.00001        | 0.00050                 |
| NZD/JPY        | 1,000 通貨         | 3,000Lot               | 15,000Lot        | 2                 | 0.001          | 0.050                   |
| NZD/USD        | 1,000 通貨         | 3,000Lot               | 15,000Lot        | 2                 | 0.00001        | 0.00050                 |
| SEK/JPY        | 10,000 通貨        | 1,500Lot               | 15,000Lot        | 3                 | 0.001          | 0.005                   |
| SGD/JPY        | 1,000 通貨         | 1,500Lot               | 15,000Lot        | 2                 | 0.001          | 0.050                   |
| <b>【U】 【Z】</b> |                  |                        |                  |                   |                |                         |
| USD/CAD        | 1,000 通貨         | 3,000Lot               | 15,000Lot        | 2                 | 0.00001        | 0.00050                 |
| USD/CHF        | 1,000 通貨         | 3,000Lot               | 15,000Lot        | 2                 | 0.00001        | 0.00050                 |
| USD/JPY        | 1,000 通貨         | 3,000Lot               | 30,000Lot        | 2                 | 0.001          | 0.050                   |
| ZAR/JPY        | 1,000 通貨         | 3,000Lot               | 30,000Lot        | 2                 | 0.001          | 0.005                   |

1 口座あたりのポジション上限数量は、通貨ペア、1回の取引数量にかかわらず、1,300 ポジションとなります。

2 の必要証拠金の算出方法：1Lot あたりの必要証拠金 = レート × 1,000 通貨 × 4%

なお、最新の数値については、ホームページ等に掲載します。

3の必要証拠金の算出方法：1Lot あたりの必要証拠金 = レート × 10,000 通貨 × 4%

なお、最新の数値については、ホームページ等に掲載します。

4の項目の数値は、流動性等により記載されているものより小さくなる場合があります。

以下、算出方法の具体例です。

(例1) USD/JPY の場合

| 曜日 | 算出期間   |   |   |        |        |        |               | - |   |   | 適用期間 |   |   |   |   |
|----|--------|---|---|--------|--------|--------|---------------|---|---|---|------|---|---|---|---|
|    | 金      | 土 | 日 | 月      | 火      | 水      | 木             | 金 | 土 | 日 | 月    | 火 | 水 | 木 | 金 |
| 終値 | 80.277 | - | - | 80.229 | 80.477 | 80.951 | 80.656<br>( ) | - | - | - | ←→   |   |   |   |   |

算出期間中の終値のうち最も高いレートは水曜日の 80.951 円。

$80.951 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 通貨} \times 4\% = 3,238.04 \text{ 円}$

100 円未満を切上げて適用期間の 1Lot あたりの必要証拠金は、3,300 円となります。

(例2) GBP/JPY の場合

| 曜日 | 算出期間    |   |   |         |         |         |         | - |   |   | 適用期間 |   |   |   |   |
|----|---------|---|---|---------|---------|---------|---------|---|---|---|------|---|---|---|---|
|    | 金       | 土 | 日 | 月       | 火       | 水       | 木       | 金 | 土 | 日 | 月    | 火 | 水 | 木 | 金 |
| 終値 | 120.140 | - | - | 119.725 | 120.466 | 121.240 | 121.984 | - | - | - | ←→   |   |   |   |   |

算出期間中の終値のうち最も高いレートは木曜日の 121.984 円。

$121.984 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 通貨} \times 4\% = 4,879.36 \text{ 円}$

100 円未満を切上げて適用期間の 1Lot あたりの必要証拠金は、4,900 円となります。

(例3) GBP/USD の場合

| 曜日 | 算出期間    |   |   |         |         |         |         | - |   |   | 適用期間 |   |   |   |   |
|----|---------|---|---|---------|---------|---------|---------|---|---|---|------|---|---|---|---|
|    | 金       | 土 | 日 | 月       | 火       | 水       | 木       | 金 | 土 | 日 | 月    | 火 | 水 | 木 | 金 |
| 終値 | 1.49660 | - | - | 1.49230 | 1.49690 | 1.49770 | 1.51240 | - | - | - | ←→   |   |   |   |   |

算出期間中の終値のうち最も高いレートが木曜日の 1.51240 ドル。

$1.51240 \text{ ドル} \times 1,000 \text{ 通貨} \times 4\% = 60.496 \text{ ドル}$

60.496 ドルを円換算するため、同日（木曜日）の USD/JPY の終値

【(例1) 木曜日の終値 80.656( )円】で計算。

$60.496 \text{ ドル} \times 80.656 \text{ 円} = 4,879.36 \text{ 円}$

100 円未満を切上げて適用期間の 1Lot あたりの必要証拠金は、4,900 円となります。